

消 防 危 第 1 号
平成 26 年 1 月 6 日

各都道府県消防防災主管部長
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び車両による危険物の運搬の安全確保について、日頃から御努力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 10 月 1 日付け消防危第 170 号により、平成 25 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に実施をお願いした移動タンク貯蔵所等に対する立入検査の実施結果について、別添 1 のとおり取りまとめましたので通知します。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 18.20%（前年 17.59%）であり、昨年と比較すると 0.61 ポイントの増加となり、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,325 件（前年 1,296 件）であり、昨年と比較すると 29 件増加したうえ、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

従前から移動タンク貯蔵所に対する指導については、「移動タンク貯蔵所に係る消防法の一部改正等に伴う立入検査及び命令の運用について」（昭和 61 年 12 月 26 日付け消防危第 120 号）により御尽力いただいているところですが、今回の立入検査の結果を踏まえ、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」を考慮した指導をしていただくようお願いいたします。

都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただくようお願いいたします。

また、この結果については、別添 2 のとおり公益社団法人 全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会及び日本危険物物流団体連絡協議会にも通知し、注意喚起をしていますので参考として添付します。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	鈴木（健）、黒木
電 話	03-5253-7524（直通）
F A X	03-5253-7534

移動タンク貯蔵所等の立入検査結果

1 総括表

実施場所	実施 消 防 機関数	実 施 場所数	移 動 タ ン ク 貯 蔵 所								危険物運搬車両			警察機関 との 協力状況
			実施車両数		不適合車両数		無許可車両数		不適合車両数等		実 施 車両数	不適合 車両数	認識状況 不良車両数	
			うち他 行政庁	(a)	うち他 行政庁	(b)	うち他 行政庁	(a+b)	うち他 行政庁					
道路上	607	837	2,021	1,245	483	270	5	1	488	271	394	53	5	有 833 無 4
常置場所	433	5,593	12,748	55	2,187	6	12	0	2,199	6				
危険物の 積卸し 場 所	60	161	673	138	66	11	0	0	66	11	108	12	0	
その他	266	903	7,256	66	1,411	9	10	1	1,421	10	163	14	0	
合 計	※ 745	7,494	22,698	1,504	4,147	296	27	2	4,174	298	665	79	5	

備考 1 実施場所の区分において、走行中の車両を道路に接した空地等に誘導して立入検査を実施した場合は、「道路上」での実施の区分とした。実施場所の「その他」とは、道路上、常置場所及び危険物の積卸し場所以外の場所をいう。

- 「不適合車両」とは、移動タンク貯蔵所にあつては貯蔵及び取扱いの技術上の基準、位置、構造及び設備の技術上の基準並びに移送の基準等に関し、危険物運搬車両にあつては運搬の基準に関し、1件以上不適合が認められる車両をいう。
- 「無許可車両」とは、無許可貯蔵又は無許可変更している車両をいう。
- 「認識状況不良車両」とは、運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況が不良と認められる車両をいう。
- 移動タンク貯蔵所の実施車両数、不適合車両数及び無許可車両数欄の「うち他行政庁」の欄は、それぞれの車両数のうち、立入検査において基準不適合を指摘した行政庁以外の行政庁によって許可された車両数である。
- ※の「実施消防機関数」の合計は、延数ではなく実数である。

2 最近5年間の立入検査実施車両数及び基準不適合車両数の推移

年度	移動タンク貯蔵所			危険物運搬車両			合 計		
	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合 車両数	不適合率 (%)	実施 車両数	不適合等 車両数	不適合率 (%)
平成21年度	24,215	4,429	18.29	812	111	13.67	25,027	4,540	18.14
平成22年度	23,574	4,076	17.29	747	95	12.72	24,321	4,171	17.15
平成23年度	23,019	4,126	17.92	730	74	10.14	23,749	4,200	17.68
平成24年度	23,073	4,117	17.84	719	67	9.32	23,792	4,184	17.59
平成25年度	22,698	4,174	18.39	665	79	11.88	23,363	4,253	18.20

備考 「不適合等車両数」には、無許可車両数を含む。

3 基準不適合車両の項目別内訳

	項 目	不適合車両数		増減数				
		25年度	24年度					
移動タンク貯蔵所	貯蔵、取扱の基準不適合 (法第10条3項)	許可品目以外の貯蔵(政令第24条第1号)		21	27	-6		
		貯蔵、取扱の不備による流出等(政令第24条第1項第8号、政令第26条第1項第7号)		68	60	8		
			マンホールのふた不適合		25	28	-3	
	完成検査済証等備え付け義務違反(政令第26条第1項第9号)		581	566	15			
	その他の貯蔵、取扱の基準違反(政令第24条～第27条(上記の各項目を除く))		196	166	30			
	小 計		866	819	47			
	ク	常置場所に係る基準不適合(政令第15条第1項第1号)			89	95	-6	
			タンク本体に係る基準不適合 (政令第15条第1項第2号、第3号、第7号、第8号)	塗料の剥離発錆		212	234	-22
				変形、破損		17	18	-1
				流出有		0	0	0
		その他		60	66	-6		
		付属装置に係る基準不適合 (政令第15条第1項第4号(防波板を除く)、第5号、第6号)	変形、破損		43	42	1	
			機能不良		57	72	-15	
			その他		66	71	-5	
		配管及び弁等に係る基準不適合 (政令第15条第1項第9号～第12号)	変形、破損		23	34	-11	
			流出有		0	0	0	
			機能不良		138	151	-13	
			その他		113	141	-28	
	電気設備、接地導線の不良等(政令第15条第1項第13号、第14号)		664	673	-9			
	表示、標識の未設置等 (政令第15条第1項第17号)	未設置、不足		67	69	-2		
その他		488	527	-39				
消火器の未設置等 (政令第20条)	未設置、不足		66	79	-13			
	その他		640	685	-45			
その他の設備等の基準不適合(政令第15条第1項(上記各号を除く))		589	553	36				
積載式移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第2項)			0	0	0			
	IMDGコード不適合		0	0	0			
	給油タンク車の特例基準不適合(政令第15条第3項)		2	0	2			
	アルキルアルミニウム等の移動タンク貯蔵所の特例基準不適合(政令第15条第4項)		7	27	-20			
小 計		3341	3537	-196				
移送の基準不適合 (法第16条の2)	危険物取扱者無乗車(法第16条の2第1項)		7	6	1			
	運転要員不足(政令第30条の2第2号)		0	0	0			
	危険物取扱者免状不携帯(法第16条の2第3項)		48	38	10			
	その他の移送基準に係る不適合(政令第30条の2第1号及び第3～5号)		21	26	-5			
	小 計		76	70	6			
定期点検に係る義務違反(法第14条の3の2)		1325	1296	29				
		漏れの点検未実施		534	521	13		
危険物取扱者の保安講習義務違反(法第13条の23)		468	560	-92				
合 計		6076	6282	-206				
危険物運搬車両	運搬容器の技術上の基準不適合(政令第28条)			4	1	3		
		収納、表示不適合(政令第29条第1号、第2号)		8	11	-3		
		流出有		1	0	1		
		積載不適合(政令第29条第3号、第4号、第7号)		20	10	10		
		被覆不適合(政令第29条第5号)		0	1	-1		
		混載不適合(政令第29条第6号)		2	1	1		
	小 計		30	23	7			
	積載方法基準不適合 (政令第29条)	標 識 (政令第30条第1項第2号)		未揭示、不足		9	8	1
				そ の 他		10	16	-6
		消 火 器 (政令第30条第1項第4号)		未設置、不足		15	27	-12
				そ の 他		21	17	4
運搬方法基準不適合 (政令第30条)		そ の 他		19	17	2		
小 計		74	85	-11				
そ の 他		運転者の事故等発生時の応急措置等に関する認識状況不良		5	0	5		
合 計		113	109	4				

4 イエローカードの携行状況

- (1) 移動タンク貯蔵所 携行率 97.7% (298台/305台)
- (2) 危険物運搬車両 携行率 74.0% (37台/50台)

備考 調査対象は危険物の移送、運搬中の車両であって、ガソリン、灯油、軽油、重油、廃油及び動植物油類に係るものを除く。

危険物の移送等における保安確保のための留意事項

移動タンク貯蔵所による危険物の移送及び危険物の運搬における事故の発生を防止するとともに、事故が発生した場合においても被害の拡大を防止するために、今回の立入検査の結果を踏まえ、下記に掲げる事項を重点項目として、保安確保の徹底を図るものとする。

記

[重点項目]

1 移動タンク貯蔵所に関する事項

- (1) 定期点検（特に5年以内の期間ごとの漏れの点検）の実施と、その結果及び完成検査済証の車両への備付けの徹底
- (2) 必要な消火設備（消火器2個以上）の設置及び維持管理の徹底
- (3) 電気設備又は接地導線の維持管理の徹底（断線の有無の確認等）
- (4) 危険物の類、品名及び最大数量を表示する設備並びに標識の設置と維持管理の徹底
(貯蔵物品の正確な表示等)
- (5) 危険物取扱者免状の携帯及び危険物取扱者の保安講習受講の徹底

2 危険物運搬車両に関する事項

- (1) 車両の前後の見やすい位置への標識の設置及び運搬する危険物に適応する消火設備の設置の徹底
- (2) 転倒・落下防止措置をはじめとした適切な積載方法の徹底
- (3) 必要なイエローカード又は容器イエローカードの携行の徹底

消 防 危 第 1 号
平成 2 6 年 1 月 6 日

公益社団法人 全日本トラック協会会長
日本貨物運送協同組合連合会会長
日本危険物物流団体連絡協議会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について

平素から、危険物施設等における事故防止に御尽力いただくとともに、消防行政に御協力いただき感謝申し上げます。

さて、平成 25 年 11 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間を中心に全国の消防機関が一部警察機関の協力の下に実施した移動タンク貯蔵所等の立入検査の実施結果について、今般、消防庁において別添のとおり取りまとめました。

これによりますと、移動タンク貯蔵所等における基準不適合等車両の割合は 18.20% (前年 17.59%) であり、昨年と比較して 0.61 ポイントの増加となり、依然高い水準にあります。

なかでも、移動タンク貯蔵所における立入検査の重点項目として挙げている定期点検に係る義務違反は 1,325 件 (前年 1,296 件) であり、昨年と比較すると 29 件の増加となり、他の項目に比べて非常に多く、憂慮される状況です。

貴団体におかれましても、違反項目の状況等を勘案し貴団体の会員に対して、別記「危険物の移送等における保安確保のための留意事項」について周知するとともに、危険物の輸送中における危険物の保安の確保について周知徹底してくださるようお願いいたします。

連絡先	消防庁危険物保安室 危険物指導調査係
担 当	鈴木 (健) 、 黒木
電 話	03-5253-7524 (直通)
F A X	03-5253-7534

(別添及び別記は同様のため省略)